

鹿児島県文化芸術情報発信サイトにおける情報掲載基準

(目的)

第1条 この基準は、「鹿児島県文化芸術情報発信サイト」(以下「本サイト」という。)にイベント等の情報の掲載を希望する場合の手続、掲載可否の判断等について必要な事項を定めるものである。

(共通基準)

第2条 本サイトに掲載することができるイベント等の情報は、その内容が本県の文化芸術の振興に寄与すると認められる内容であり、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県内で行われる文化芸術イベント等の情報
- (2) 県外で行われる本県にゆかりのある文化芸術イベント等の情報
- (3) 県内の文化施設の情報
- (4) 県内で活動する文化芸術団体・個人の情報
- (5) 文化芸術に関する補助金・助成金の情報
- (6) その他本県の文化芸術の振興に寄与すると認められる情報

(個別基準)

第3条 前条の基準を満たすものであっても、次の各号のいずれかに該当する場合は掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 選挙に関するもの
- (4) 政治的又は宗教的な活動であるもの
- (5) 営利的性格が極めて強いもの
- (6) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とするもの
- (7) その他掲載することが不適当と認められるもの

(掲載手続等)

第4条 本サイトへのイベント等の情報の掲載を希望する団体等は、掲載を希望する日のおおむね2週間前までに、本サイトの掲載依頼ページに電子メールアドレスを入力し、当該アドレスに送付された電子メールに記載されたURLから申請するものとする。

- 2 掲載の可否については、前2条の基準に基づき審査の上、決定する。
- 3 承認・不承認の結果については、第1項の電子メールアドレスに送信する。
- 4 掲載内容は、必要に応じて編集・修正する場合がある。
- 5 掲載を希望する団体等にあっては、申請に際しあらかじめ次の各号に掲げ

る事項について了承したものとする。

- (1) 掲載の可否及び掲載時期については、本サイトの管理者が決定するものとし、個別の問合せには応じないこと。
- (2) イベント等の情報は、本県が運営する SNS (Facebook・X・Instagram) へ掲載する場合もあること。
- (3) 前2条の基準に合致した内容であっても、承認スケジュールの都合で掲載できない場合があること。

(掲載の取消し)

第5条 掲載を決定したものであっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、その決定を取り消すことがある。

- (1) 本サイトに掲載後、第2条及び第3条の基準に反することが判明した場合
- (2) 掲載事項等に虚偽があることが判明した場合
- (3) その他掲載することが不適当と判断した場合

(免責事項等)

第6条 本サイトに掲載されたイベント等の情報に関する問合せは、掲載を申請した者が対応するものとする。

2 本サイトへの掲載又は不掲載に起因して発生した一切の不利益及び掲載イベント等に係る行為について、県は一切の責任を負わないものとする。

附 則 この基準は、令和8年1月16日から適用する。